

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

個別目標1 基本的人権の尊重

基本方針

市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、学校をはじめ、地域や職場など、様々な場面での人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進します。

また、基本的人権を尊重し、市民一人ひとりを大切にするまちづくりを目指し、関係機関や関係団体と連携し、市民と行政が一体となった人権擁護活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民の人権問題に対する理解が深まり、市民に広く人権意識が浸透しています。
- 全ての人々の基本的人権が尊重され、差別やいじめのない明るい社会づくりが進んでいます。

現状と課題

「人権の世紀」と言われる21世紀の今日、心豊かで思いやりに溢れた市民生活を実現していくためには、全ての人々の基本的人権が尊重された、差別のない明るい地域社会の構築が求められています。

また、女性や子ども、高齢者、障害者など今なお様々な人権問題が幅広く存在し、社会の変化に伴い、新たな課題も発生している状況の中、ドメスティック・バイオレンスやいじめなど、生命に危険を及ぼす事件も社会問題化しており、人権問題の根絶に向け、行政や学校、職場、地域など、市民一人ひとりが自らの課題としてさらなる取り組みが求められています。

こうした中、本市では、平成17年2月、光市隣保

館運営等審議会より「同和行政の総括」についての答申が行われ、今後は、これまでの同和行政の成果を踏まえ、同和問題を人権問題の課題の一つとして捉えるとともに、引き続き、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発活動に努めることが必要です。

今後も、幅広い人権問題への対応や、人権尊重を踏まえた行政施策の推進など、より一層の人権に関する総合的な取組みを推進するとともに、「山口県人権推進指針」等を踏まえ、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」を目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って、人権教育の推進及び啓発活動に努めていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①人権教育・啓発事業参加者数(年度)	1,800人	2,000人	2,800人

重点目標3 認めあう共生の社会を築くために

個別目標2 男女共同参画社会の形成

基本方針

平成18年度に策定した「光市男女共同参画基本計画」に基づき、女性も男性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の実現、そして、その能力が十分に発揮できるよう、各種審議会等、意思決定過程への女性の参画など、男女共同参画の促進とともに、就労における男女平等の推進に努めます。

また、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）による被害者の相談窓口等の充実を進め、配偶者からの暴力がない社会の実現を目指します。

10年後のまちの姿

- 市民に男女共同参画意識が浸透し、女性も男性も暮らしやすい社会が実現しています。
- 家庭や地域、就業等の場において、男女が互いに尊重し協力しあう社会が実現しています。
- 審議会や委員会などにおける女性の割合が増え、女性の視点も活かされたまちづくりが進んでいます。

現状と課題

近年の少子高齢化の進展や経済・産業構造の変化、ライフスタイルの多様化など社会環境が大きく変化する中、将来にわたって豊かで活力ある社会を構築するためには、女性も男性も全ての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められます。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年12月には第1次男女共同参画基本計画、そして平成17年12月には、この計画期間中の取組みを評価・総括した新しい

第2次男女共同参画基本計画が策定されました。

しかしながら、いまだに日常的に家庭や地域、職場、学校など、さまざまな場面で、古くからの男女の固定的な役割分担意識や女性の能力、適性に関する偏見が根強く残っています。

本市では、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを進めてきましたが、人権侵害として大きな社会的問題となっている配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）への対応など、新たな課題も山積していることから、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる施策の推進に努めていくことが急務となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①審議会などへの女性登用率（H18.4.1）	19.2%	30.0%	40.0%
②「男女共同参画の推進」に関する満足度	9.7%	15.0%	30.0%
③男女が平等だと思っている人の割合	40.6%	50.0%	60.0%
④性別による役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）を肯定する人の割合	56.9%	50.0%	40.0%

※指標②③ 市民アンケート調査 指標④ 男女共同参画に関するアンケート調査（H18.5）

施策展開の方向

基本的人権の尊重

- ◇学校における人権教育の推進
- ◇地域における人権教育の推進
- ◇人権施策の推進体制の整備充実
- ◇人権擁護活動の推進
- ◇指導者の育成

(1) 学校における人権教育の推進

子どもの発達段階に即し、学校のエデュケーション全体を通して、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、実践的な人権感覚や人権の大切さに気付く豊かな感性の育成に向け、学校における人権教育の推進体制の確立や実践化につながる指導の充実に努めます。

また、一人ひとりの個性の違いやその良さを認め、他人も尊重できる人間関係を構築するための教育の環境づくりに努めるとともに、家庭や地域社会と連携し、相互に補完しながら人権教育を推進します。

(2) 地域における人権教育の推進

家庭や地域社会における人権問題の具体的把握に努めるとともに、市民一人ひとりが人権に対する正しい認識と理解を深めるため、啓発活動に努め、各種講演会や研修会などを通じて、広く人権意識の高揚に努めます。

また、人権に関わる関係各課や関係機関との連携を図りながら、基本的人権の尊重を育む教育・啓発活動を進めるとともに、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を構築するため、

市民の自主的な学習や交流活動への支援を進めます。

(3) 人権施策の推進体制の整備充実

人権施策の推進にあたり、市民、団体、事業者等と行政がともに考え行動していくため「(仮称)人権施策推進審議会」を設置するとともに、「人権教育推進協議会」など関係機関と連携を図りながら、推進体制の充実・強化に努めます。

(4) 人権擁護活動の推進

女性や子ども、高齢者、障害者などの、人権に関する相談窓口の充実に努めるとともに、人権意識の高揚を図るため、人権擁護機関等と連携しながら、人権擁護の推進のための啓発活動や広報活動を推進します。

(5) 指導者の育成

人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた指導者の育成と資質向上に努めるとともに、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期 24-28	担 当
	19	20	21	22	23		
講演会や研修会の実施							人権推進課 人権教育課
人権教育の指導者の確保							人権推進課 人権教育課
学校における人権教育の実施							学校教育課 人権教育課
相談事業の実施							人権推進課 人権教育課
隣保館のコミュニティ施設としての充実							人権推進課 生涯学習課
(仮称) 人権施策推進審議会の設置	→						人権推進課

施策展開の方向

男女共同参画社会の形成

- ◇男女平等意識の確立
- ◇男女共同参画の推進
- ◇配偶者暴力（DV）等への対応

(1) 男女平等意識の確立

社会通念やしきたりの中での男女の役割分担意識の改革や、正しい知識を身につけてもらうため、学習・実践機会の充実や周知・啓発活動を進め、市民の男女平等意識を確立します。

家庭と仕事が両立できる就業環境づくり、さらには女性の人権に配慮した地域社会の環境づくりを促進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女がともに個性と能力を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、企業等への働きかけにより、

(3) 配偶者暴力(DV)等への対応

職場におけるセクシャルハラスメントや配偶者からの暴力(DV)などの根絶に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、被害者に対する相談機能の充実など、DV被害者が自立できるよう、支援します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
男女共同参画や配偶者暴力に関する情報提供と啓発							企画情報課 社会福祉課
（仮称）光市男女共同参画推進ネットワークの設置	検討	設置					企画情報課
庁内推進体制の構築	設置						企画情報課 関係各課
各種審議会等、意思決定過程への女性の参画の促進							企画情報課 関係各課
配偶者暴力に関する相談窓口・支援体制の充実							社会福祉課 企画情報課
事業所等での男女共同参画の推進							企画情報課